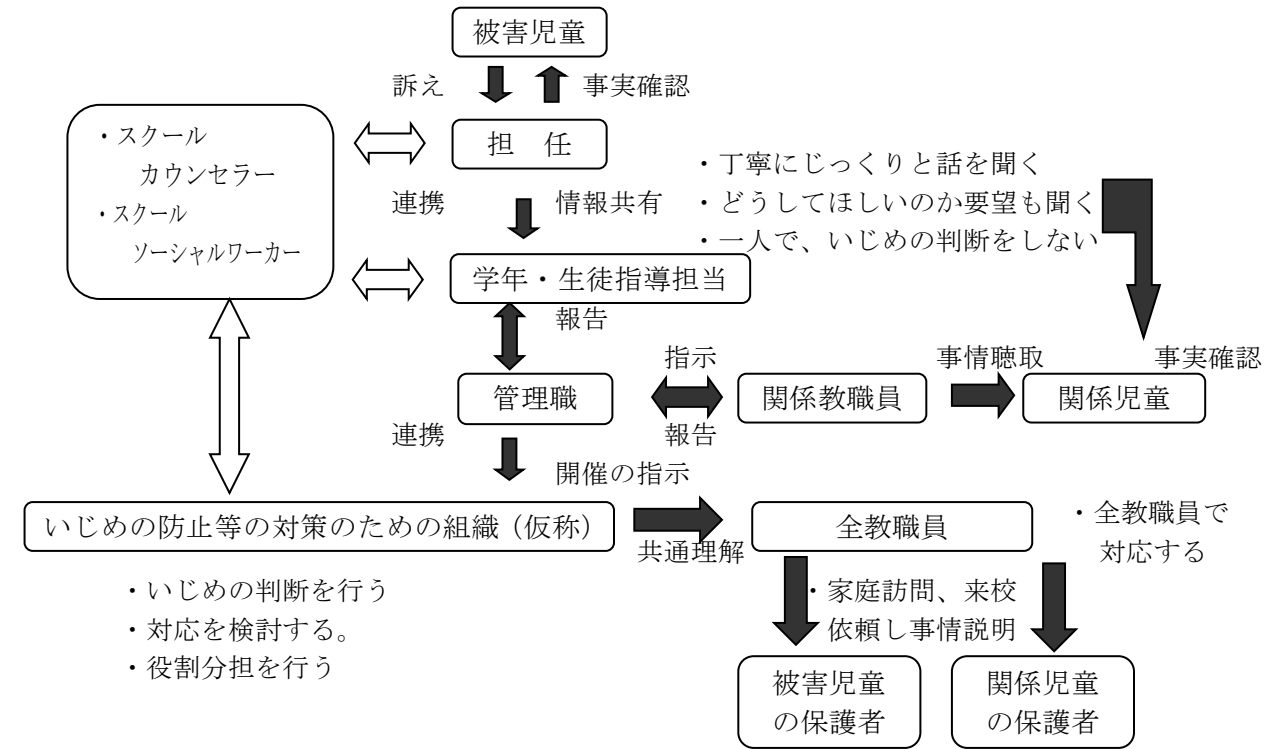


いじめ防止等に関する年間計画				
	学校	児童生徒	保護者	地域・その他
4月	校内研修			PTA・学校評議員
5月	いじめ防止週間 (児童会・生徒会)		家庭訪問等	
	学校生活アンケート			
6月				土曜参観 地域教育協議会
7月		学級懇談		
8月	校内研修			
9月				
10月		学校生活アンケート		
11月		学校教育自己診断		学校公開
		学級懇談		
12月	学期末集計、点検・検証			PTA・学校評議員
1月		いじめ防止週間 (児童会・生徒会)		
		学校生活アンケート		
2月	学年末集計、点検・検証			
3月		学級懇談		地域教育協議会
	年度末点検・検証			PTA・学校評議員

【組織的な対応の流れ】



【留意事項】 *大阪府教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成24年12月参照)
「いじめ対応プログラムI」(平成19年6月参照)

- いじめを訴えてきた児童・生徒への対応
 - ・子どもの心身の状態等に配慮し、子どもの立場に立って思いを十分に聞き取る。
 - ・いつ、どこで、誰に、何をされたか、事実を整理しつつ丁寧に聞き取る。
 - ・聞き取りをする場所も含め、話しやすい雰囲気づくりに配慮する。
 - ・結論を誘導したりせず、本人の言葉が出るまでじっくり待ち、本人の要望を十分に聞く。
 - ・担任一人で、いじめかどうか判断をしない。
- いじめたと訴えられた関係児童・生徒への対応
 - ・いじめたと決め付けて話を聞くことがないように気をつける。
 - ・事実関係の正確な把握や、学校から関係者への説明を適切に行うために、記録を取る。
 - ・それぞれの児童から、個別に話を聞き、事実関係のつきあわせを行ないながら全体像をつかむ。
 - ・目撃した児童・生徒がいた場合、その児童・生徒からも状況を聞く。
 - ・携帯電話等情報機器を使用したいじめの場合、その情報がどういう経路でどの程度広がっているのかを確認する。
- いじめの防止等の対策のための組織(仮称)
 - ・事実関係から、いじめの事態について判断する。
 - ・いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた児童を支援する対応策を考える。
 - ・できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるような詳細な役割分担を行う。(誰が、いつ、どこで、何をするのか)
 - ・保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。(複数対応、電話では済ませない。)
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・弁護士等との連携や緊急・重篤な事案に対しては、「警察等関係諸機関との連携」、「保護者・地域の状況説明」、「報道機関等への情報提供」など相談・協議する。